

登録票（許可証）再交付申請

事 項	登録票（許可証）を破り、よごし、又は失ったとき（奈良市内店舗を除く）				
根拠法令等	令第 3 6 条(登録票又は許可証の再交付) 規則第 1 1 条の 3 (登録票又は許可証の再交付の申請)				
提出書類	1 登録票（許可証）再交付申請書 2 破り又は汚した登録票（許可証）				
提 出 先	奈良県薬務課		標準処理期間	5 日 (閉庁日及び書類補正期間を除く)	
受理機関	知事（薬務課）		提出部数	1 部	
手 数 料 (収入証紙)	4,000				
	平成10.4.1現在				

< 留意事項 >

1 申請の取扱いについて

登録票（許可証）の再交付は、当初交付した登録票（許可証）の再交付となる。

記載事項に変更を生じている場合には、併せて書換え交付申請を行うことにより、申請時点の許可内容を反映した登録票（許可証）の交付を受けることができる。

登録票（許可証）の再交付を受けた後、失った登録票（許可証）を発見したときは、直ちにこれを返納すること。

特定毒物研究者の許可証にあっては、再交付申請の手数料は不要である。

2 登録票（許可証）の交付について

- ・原則として申請日の1週間後に登録票等（裏面に「前交付年月日」、「書換事項」を付記）を発行しますので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。

なお、登録票等の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。

3 申請書の記載事項について

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
登録（許可）番号 及び登録（許可） 年月日	・ 現有登録票（許可証）の左上に記載の番号、及び下欄の有効期間開始日を記入する。紛失のためわからない場合は、申請時に薬務課に照会のこと。
製造所(営業所、店舗、事業場)の所在地及び名称	・ 現有登録票（許可証）に記載されている所在地及び名称を記載する。 ただし、名称を変更した場合は、変更後の所在地及び名称を記載する。
再交付申請の理由	・ 該当する理由を○で囲む。
備考	・ 登録票（許可証）を紛失した場合は、「紛失した登録票（許可証）を発見したときは直ちに返却します。」との旨を記載する。
その他	・ 法人申請にあっては、法人登記印を押印すること。 ・ 申請時に記載事項を容易に訂正できるよう、申請書の余白に捨印を押印することが望ましい。（捨印がない場合は、全ての訂正箇所を押印が必要。）

4 登録票（許可証）の交付

原則として、申請日の5日後に登録票を発行するので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。

別記第 1 3 号様式

登録票（許可証）再交付申請書

登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日	第 号 平成 年 月 日
製造所(営業所、店舗、 事業場)の所在地及び 名 称	
再 交 付 申 請 の 理 由	破 損 ・ 汚 損 ・ 紛 失
備 考	

製造業
輸 入 業
毒物劇物一般販売業登録票
農薬用品目販売業
特定品目販売業
特 定 毒 物 研 究 者 許 可 証

上記により、
の再交付を申請します。

平成 年 月 日

住 所
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

印

TEL () -

奈良県知事 殿